令和6年度成田市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第 22条第1項の規定により、令和5年度成田市資金不足比率を監査委員の意見 を付けて、次のとおり報告する。

令和7年8月29日提出

成田市長 小 泉 一 成

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準		
水道事業会計	_	20.0		
簡易水道事業会計	_	20.0		
下水道事業会計	_	20.0		
農業集落排水事業会計	_	20.0		
公設地方卸売市場特別会計	_	20.0		

資金不足比率の欄の「一」の表示は、資金不足が生じていないことを表す。

令和6年度成田市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

成田市水道事業会計資金不足比率 成田市簡易水道事業会計資金不足比率 成田市下水道事業会計資金不足比率 成田市農業集落排水事業会計資金不足比率 成田市公設地方卸売市場特別会計資金不足比率

2 審査の期間

令和7年7月18日から同月24日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる 事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

特別会計の名称		資金不足比率			経営健全化基準				
		令和6年度		令和5年度		令和6年度	令和5年度		
水	道事	業会	計	(△110.	6)	_ (△134. ′	7)	20.0	20.0
簡	易	水	道					2.0	2.0
事	業	会	計	(△335.	9)	(△318. 9	9)	20.0	20.0
下	ス	K	道			_		20.0	20.0
事	業	会	計	(△38.	2)	(△31.	7)	20.0	20.0
農業集落排水			_			0.0	0.0		
事	業	会	計	(△10.	7)	(△17.	4)	20.0	20.0
公言	設 地	方卸	売	_		_		0.0	0.0
市	場 特	別会	計	(—)		(—)		20.0	20.0

資金不足比率の欄の「一」の表示は、資金不足が生じていないことを表す。

() 内のマイナスの数値は、実質黒字の程度を表す。

5 審査の意見

資金不足比率は、資金不足に該当しないので、良好と認められた。